

市川市立小中学校給食室産業廃棄物処分業務委託 仕様書

この仕様書は、委託者と受託者は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処分業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 市川市立小中学校給食室産業廃棄物処分業務委託
2. 業務目的 本業務は、学校給食調理場のグリストラップから事業活動によって排出される産業廃棄物を、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処分することにより、環境保全を図ることを目的とする。
3. 委託場所 市川市市川2丁目32番5号 市川市立市川小学校 外45校
4. 委託期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日
5. 産業廃棄物の種類及び数量
委託者が処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。
種類 廃油・汚泥
予定数量 70,500 リットル
数量内訳：①定期…約5,600 リットル（9月：約320 リットル、その他の月：各880リットル）
②市川七中徳ふれあい施設…約20,200 リットル（約2,020 リットル×10回）
③バキューム清掃…約44,000 リットル（約22,000 リットル×2回）
6. 収集・運搬事業者
氏名・名称
許可番号 契約の際に契約書に明記するものとする。
7. 業務内容
(1) 業務概要
受託者は、「積込場所一覧」（別紙1）に示す学校給食施設から収集した廃棄物情報（別紙2）に示す産業廃棄物廃油・汚泥を多少にかかわらず全量を適切に処分するものとする。なお、委託された廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の削減に努めること。また、収集時期は次のとおりとする。
ただし、①定期においては、各月の業務開始より前に委託者から指示された学校給食施設において、表の回数を上限として行うものとする。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
① 定期	1	-	-	1	1	1	1	1	1	-	7
② 市川七中行徳ふれあい施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
③ バキューム清掃	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2

(2) 産業廃棄物の処分の方法

- ① 処分に当たっては、飛散流出しないようにすること。
- ② 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 処分のための施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- ⑤ 産業廃棄物の熱分解(物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。)を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備(熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。)を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

(3) 事業の透明性について

受託者は、「5. 産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、(別紙3)に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

8. 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項
- (3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

9. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という。）を利用して実施するものとする。
受託者は、JWNETに加入し、加入証の写しを委託者に提出するとともに、自らに係る費用の負担を行わなければならない。
- (2) 委託者は、産業廃棄物の引渡し後3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、電子マニフェスト登録（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条の5第2項の規定による。）を行い、登録番号を受託者に通知する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物の処分終了後3日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる処分終了報告（法第12条の5第3項の規定による。）を行う。
- (4) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、送付を受けた日から3日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる最終処分終了報告（法第12条の5第4項の規定による。）を行う。
- (5) 委託者は、委託者又は受託者が、正当な理由によってJWNETを利用できない場合には、産業廃棄物の搬出の際に、受託者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付する。この場合、委託者及び受託者は、法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

10. 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

11. 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

- (1) 受託者は、月ごとの業務終了後、業務完了報告書（別紙5）を終了の日から10日以内に委託者に提出するものとする。但し、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
- (2) 業務完了時には委託者の定める完了届（別紙6）を提出すること。
また、環境負荷低減を目的として、様式1（別紙4）により再生利用実績報告書を提出する

こと。

12. 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

13. 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

14. 添付書類

- 別紙 1 積込場所一覧
- 別紙 2 廃棄物情報
- 別紙 3 事業の透明性に係る情報
- 別紙 4 再生利用実績報告書
- 別紙 5 業務完了報告書
- 別紙 6 完了届

15. 情報セキュリティ対策の確保

受託者（受注者）は、作業を実施するに当たり、適正に情報セキュリティ（情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、適切に利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。以下同じ）の管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

16. その他

- (1) 当該産業廃棄物を処分するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から 5 年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ISO 関係、ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の

- 責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
 - (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
 - (9) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
 - (10) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

積込場所一覧

① 定期 及び ③バキューム清掃

	名称	位置
1	市川市立市川小学校	市川市市川2丁目32番5号
2	市川市立真間小学校	市川市真間4丁目1番1号
3	市川市立中山小学校	市川市中山1丁目1番5号
4	市川市立八幡小学校	市川市八幡3丁目24番1号
5	市川市立国分小学校	市川市東国分2丁目4番1号
6	市川市立大柏小学校	市川市大野町2丁目1,877番地
7	市川市立宮田小学校	市川市新田4丁目8番15号
8	市川市立富貴島小学校	市川市八幡6丁目10番11号
9	市川市立若宮小学校	市川市若宮3丁目54番10号
10	市川市立国府台小学校	市川市国府台5丁目25番4号
11	市川市立平田小学校	市川市平田3丁目28番1号
12	市川市立鬼高小学校	市川市鬼高2丁目13番5号
13	市川市立菅野小学校	市川市菅野6丁目14番1号
14	市川市立行徳小学校	市川市富浜1丁目1番40号
15	市川市立信篤小学校	市川市原木2丁目16番1号
16	市川市立稻荷木小学校	市川市稻荷木1丁目14番1号
17	市川市立南行徳小学校	市川市欠真間1丁目6番38号
18	市川市立鶴指小学校	市川市大和田4丁目11番1号
19	市川市立宮久保小学校	市川市宮久保5丁目7番1号
20	市川市立二俣小学校	市川市二俣678番地
21	市川市立中国分小学校	市川市中国分1丁目22番1号
22	市川市立曾谷小学校	市川市曾谷7丁目18番1号
23	市川市立大町小学校	市川市大町84番地の10
24	市川市立北方小学校	市川市北方町4丁目1,356番地の1
25	市川市立新浜小学校	市川市行徳駅前4丁目5番1号

26	市川市立百合台小学校	市川市曾谷 6 丁目 10 番 1 号
27	市川市立富美浜小学校	市川市南行徳 2 丁目 3 番 1 号
28	市川市立柏井小学校	市川市柏井町 1 丁目 1,149 番地の 1
29	市川市立大洲小学校	市川市大洲 4 丁目 18 番 1 号
30	市川市立幸小学校	市川市幸 1 丁目 11 番 1 号
31	市川市立新井小学校	市川市新井 1 丁目 18 番 13 号
32	市川市立南新浜小学校	市川市新浜 1 丁目 26 番 1 号
33	市川市立大野小学校	市川市南大野 1 丁目 42 番 1 号
34	市川市立塩焼小学校	市川市塩焼 5 丁目 9 番 8 号
35	市川市立稲越小学校	市川市稲越 3 丁目 21 番 8 号
36	市川市立大和田小学校	市川市大和田 1 丁目 1 番 3 号
37	市川市立妙典小学校	市川市妙典 2 丁目 14 番 2 号
38	市川市立第二中学校	市川市須和田 2 丁目 34 番 1 号
39	市川市立第五中学校	市川市大野町 3 丁目 1,993 番地
40	市川市立下貝塚中学校	市川市下貝塚 3 丁目 13 番 1 号
41	市川市立福栄中学校	市川市福栄 3 丁目 4 番 1 号
42	市川市立南行徳中学校	市川市南行徳 2 丁目 2 番 2 号
43	市川市立妙典中学校	市川市妙典 5 丁目 22 番 1 号
44	市川市立須和田の丘支援学校	市川市須和田 2 丁目 34 番 1 号
45	市川市立塩浜学園	市川市塩浜 4 丁目 5 番 1 号

②市川七中行徳ふれあい施設

	名称	位置
1	市川七中行徳ふれあい施設	市川市末広 1 丁目 1 番 4 8 号

廃棄物情報

令和8年3月1日作成

廃棄物の名称 廃油・汚泥

排出事業者	名称	市川市		電話	383-9342	FAX	383-9263
	住所	〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1		部課名	保健体育課	担当者	亀田
排出場所	(別添一覧に示すとおり)						
廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 特別管理廃棄物 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他()						
関連法規	<input type="checkbox"/> 危険物(類 石) <input type="checkbox"/> 特化物 <input type="checkbox"/> 有機溶剤 <input type="checkbox"/> 毒劇物 <input type="checkbox"/> 悪臭物						
提出資料	<input type="checkbox"/> サンプル() <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 分析成績書 <input type="checkbox"/> その他()						
廃棄物形状	<input type="checkbox"/> 液状(バーナー噴霧可) <input type="checkbox"/> 液状残さ固着(固液分離) <input type="checkbox"/> 泥状(流動性無) <input type="checkbox"/> 塊状・固化状 <input type="checkbox"/> 粘液状(ポンプアップ可) <input type="checkbox"/> スラリー状(固液懸濁) <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 成形品() <input type="checkbox"/> 水アメ状(高粘度) <input checked="" type="checkbox"/> 泥状(流動性有) <input type="checkbox"/> 粒状 <input type="checkbox"/> その他()						
廃棄物特性	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input checked="" type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸性性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 有害物質生成 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> 混合危険性 <input type="checkbox"/> 臭気刺激性 <input checked="" type="checkbox"/> その他(腐敗性)						
荷姿・容量	ドラム缶	<input type="checkbox"/> 標準ドラム <input type="checkbox"/> ケミカルドラム <input type="checkbox"/> オープンドラム蓋付 <input type="checkbox"/> オープンドラム蓋無					
	金属缶	<input type="checkbox"/> フリキ缶(一斗缶) <input type="checkbox"/> ペール缶 <input type="checkbox"/> オープンタイプペール缶 <input type="checkbox"/> その他()					
	プラスチック容器	<input type="checkbox"/> ポリ缶 <input type="checkbox"/> ポリドラム <input type="checkbox"/> ポリ袋 <input type="checkbox"/> その他()					
	ガラス容器	<input type="checkbox"/> ビン <input type="checkbox"/> その他()					
	紙容器	<input type="checkbox"/> ペーパードラム <input type="checkbox"/> ダンボール箱 <input type="checkbox"/> 紙袋 <input type="checkbox"/> その他()					
	その他	<input type="checkbox"/> フレコン <input type="checkbox"/> パレット積 <input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> 耐圧容器 <input type="checkbox"/> 専用容器 <input type="checkbox"/> 専用車両 <input type="checkbox"/> その他()					
	容器の状態	() kg · t · ㍓ · m ³ <input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 変形 ※ ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10cmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。 <input type="checkbox"/> 処理業者専用容器					
空容器の処理	<input type="checkbox"/> 排出事業者への容器返却要 <input checked="" type="checkbox"/> 処理業者処分						
収集運搬	収集運搬方法	<input type="checkbox"/> 排出事業者持ち込み <input checked="" type="checkbox"/> 処理業者引き取り					
	車種	<input type="checkbox"/> ダンプ <input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> 脱着装置付コンテナ車 <input type="checkbox"/> パッカー車 <input type="checkbox"/> クレーン付トラック <input type="checkbox"/> パワーゲート車 <input type="checkbox"/> タンクローリー <input checked="" type="checkbox"/> バキューム車 <input type="checkbox"/> その他()					
	最大積載量	(2~4) (t) · ㍓ · m ³ (コンテナ車等の廃棄物が飛散しない構造の車両)					
依頼数量	スポット	() kg · t · ㍓ · m ³ · 本 · 缶 · 袋 · 個 · 車 · 式					
	継続	(70,500) kg · t · (㍓) · m ³ · 本 · 缶 · 袋 · 個 · 車 · 式 / 年					
従来処理方法							

事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適用		備考
		収集 運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・PCB処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

- ・「5. 産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象
- ・詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和2年10月）環境省」を参照すること。

情報公表項目の一覧表

	公 表 事 項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度		○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

なお、個別の公表事項の詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和2年10月）環境省」を参照すること。

産業廃棄物 再生利用実績報告書

報告日

委託名

契約期間

処理業者

処理施設名称

再生利用実施状況

廃棄物の種類	受入量 (t)	再生利用量 (t)	残渣・最終処分量 (t)	再生利用率 (%)	再生利用の手法
合計	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記の業務について_____月分が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 _____

2. 委 託 場 所 _____

3. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

4. 収 集 量

①定期	ℓ
②市川七中行徳ふれあい施設	ℓ
③バキューム清掃	ℓ
合計	ℓ

5. 委 託 金 額

_____円 (単価契約の場合は
総額を記入してください)

6. 委 託 期 間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

7. 完 了 年 月 日

令和 年 月 日

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 _____

2. 委 託 場 所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 _____ 円 (単価契約の場合は
総額を記入してください)

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日